

船橋市障害者虐待防止対応連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 船橋市自立支援協議会設置運営要綱第8条の規定に基づき、障害者虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援等を適切に実施するため、障害者虐待防止対応連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 連絡会議の委員は、次の各号に掲げる者から市長が委嘱又は任命する。

- (1) 弁護士
- (2) 船橋市障害者成年後見支援センター職員
- (3) 千葉県船橋警察署職員
- (4) 千葉県船橋東警察署職員
- (5) 千葉県広域専門指導員
- (6) 船橋公共職業安定所職員
- (7) 地域保健課職員
- (8) 包括支援課職員
- (9) 療育支援課職員
- (10) 家庭福祉課家庭児童相談室職員
- (11) 総合教育センター教育支援室特別支援教育班職員
- (12) その他市長が必要と認める者

2 市長は、医学的見地が必要となる場合、第1項に掲げる者のほか、船橋市立医療センターにて従事している医師を委員として委嘱又は任命することができる。

3 第1項及び第2項に基づき委嘱又は任命された者の任期は、2年以内とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(業務)

第3条 連絡会議は、次に掲げる業務を行う。(ただし、第2条第2項に基づき委嘱又は任命された者は除く)

- (1) 障害者虐待に係る意見及び情報交換に関すること。
- (2) 障害者虐待に係る関係機関との連携に関すること。
- (3) 虐待を受けた障害者及び養護者に対する支援に関すること。
- (4) 障害者虐待の防止及び養護者支援に係る広報その他の啓発活動に関すること。
- (5) その他障害者虐待の防止及び養護者支援に必要な事項

2 第2条第2項に基づき委嘱又は任命された者は業務として、市からの依頼に応じ「障害者虐待に係る医師意見書」(以下「意見書」という)(第1号様式)により医学的な所見を述べる。

(議長及び副議長)

第4条 連絡会議に、議長1名及び副議長1名を置く。

- 2 議長は、連絡会議の委員の互選により選任し、副議長は議長が指名する。
- 3 議長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。
- 4 議長は、必要に応じて委員以外の者(以下「参考人」という。)を連絡会議に出席させ、意見又は説明を述べさせることができる。
- 5 議長は、議事の進行にあたり、公正性を保つために必要があると判断したときは、委員その他の会議の出席者に対し、会議への参加を制限することができる。
- 6 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員報酬)

第5条 第2条第1項に基づいて委嘱された第1号又は第2号に該当する者が連絡会議へ出席したときは、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する規則第4条第5号に掲げる非常勤の特別職の職員と同額の報酬を支払うものとする。

2 第2条第2項に基づいて委嘱された者が市からの依頼に応じ意見書により所見を述べたときは、前項と同額の報酬を支払うものとする。

(秘密の保持等)

第6条 連絡会議は、非公開とする。

2 連絡会議の委員（第4条第4項の規定により、議長が出席させた参考人を含む。）は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、障害福祉課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は、議長が連絡会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

様式

障害者虐待に係る医師意見書

【本人の状況】

氏 名		性 別	男・女
生年月日	年 月 日	年 齢	
現 住 所			
障 害 種 別	・身体 ・知的 ・精神 ・難病 ・その他 ()		

【虐待に係る意見】(資料から確認できる内容について意見をご記入ください。)

観点：外傷の種類とその発生原因について

(・疾病によるものか？外傷によるものか？ ・どういった原因でできた傷なのか？ ・自傷によるものか？他傷によるものか？ 等についてご意見ください。)

年 月 日

署名